

大江町商工業者経営支援給付金申請要領

(令和2年7月21日改正)

新型コロナウイルス感染症拡大により、営業自粛等により影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。

この要領に記入してあるもののうち、給付対象、算定の方法等の詳細については国の持続化給付金申請要領に準拠することとします。

●申請期間 令和2年5月18日（月）～令和3年1月15日（金）

●申請場所・問合せ先 役場政策推進課（※申請は郵送でも可）

〒990-1101 大江町大字左沢882-1
大江町役場 政策推進課起業推進係
Tel0237-62-2139 Fax0237-62-4736

●給付額

中小法人等 40万円、個人事業者等20万円まで
※ただし、昨年1年間の売上から減少分が上限です。

給付額の算定方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲20%以上の月の売上×12ヶ月）

●給付対象

※以下の要件を満たすこと。

- ①事業所等が町内にあること
- ②2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- ③申請者が中小法人等の場合は、2020年4月1日時点で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満若しくは常時使用する従業員数が2,000人以下であること
- ④2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が20%以上減少した月（以下「対象月」という。）があること。

※対象月は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が20%以上減少した月のうち、ひと月を任意に選択する。

※対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出します。

- ⑤町税等を完納していること

⑥大江町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団等に該当しない者

▶一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

●不給付要件

- ①国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- ③宗教上の組織若しくは団体
- ④政治団体
- ⑤前各号に掲げる者の他、本給付金の趣旨・目的から適切でないと町長が判断する者

●申請書類

①大江町商工業者経営支援給付金申請書（兼実績報告書） 様式第1号

②〈中小法人等の場合〉次のイから二の全て

イ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控（收受日付印が押印されていること。なお、e-Taxにより申告した場合は、受信通知を添付すること。）及び法人事業概況説明書の控

ロ 対象月の月間収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）

ハ 法人名義の振込先口座の通帳の写

二 その他町長が必要と認める書類

③〈個人事業者等で青色申告を行っている場合〉次のイからホの全て

イ 2019年分の確定申告書第1表の控（收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。ただし、收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知」（以下「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができる。この場合、收受印等のない確定申告書第1表の控、及び所得税青色申告決算書の控を用いることができる。なお、收受日付印等が存在せず、「納税証明書（その2所得金額用）」による代替提出もない場合であっても申請は可能であるが、内容の確認等に

時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要する。また、確認の結果給付金の給付ができない場合がある。以下同じ。)及び所得税青色申告決算書の控(青色申告決算書の控は提出しないことを選択することができる。ただし、この場合、次号によるものとする。)

- 対象月の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも可能とする。以下同じ。)

ハ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写

ニ 町外に住所を有する申請者においては滞納がない旨の直近の納税証明書

ホ その他町長が必要と認める書類

④ <個人事業者等で白色申告を行っている場合> 次のイからホの全て

イ 2019年分の確定申告書第1表の控

□ 対象月の月間事業収入がわかるもの

ハ 申請書本人名義の振込先口座の通帳の写

ニ 町外に住所を有する申請者においては滞納がない旨の直近の納税証明書

ホ その他町長が必要と認める書類

⑤ 国の持続化給付金を申請し給付が決定した者については、②、③、④に規定するイ、ロの書類に代えて持続化給付金決定通知書(写)を添付することができる。

●算定方法

給付金の額は、中小法人等 40万円、個人事業者等20万円を超えない範囲で、2019年の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとします。

※月間事業収入が、前年同月比▲20%以上となる月で任意で選択した月を【対象月】と呼びます。対象月は、2020年1月から12月までの間で、事業者が選択した月とします。

<中小法人等の場合>

A：給付額(上限40万円)

B：対象月の属する年度の直前の事業年度の年間事業収入

C：対象月の月間事業収入

$$A = B - C \times 12 \quad \text{※給付の上限は40万円となります}$$

<個人事業者等の場合>

A：給付額

B：2019年の年間事業収入

C：対象月の月間事業収入

$$A = B - C \times 12 \quad \text{※給付の上限は20万円となります}$$

申請書様式（表面）

様式第1号(様式第5条)

大江町商工業者経営支援給付金申請書（兼実績報告書）

令和 年 月 日

大江町長 殿

申請事業者 所在地 〒
事業所の名称
代表者職氏名

㊟

このことについて、標記給付金の支給を受けたいので下記のとおり申請します。

様式裏面の計算表にあてはめて確認してください

給付申請額 _____, 000円
※裏面 1.(2) 給付金額計算表(D)の欄

1 申請事業者に関する事項

13桁の法人番号

法大のみ	法人番号		設立年月日(法人)	年 月 日
	資本金(円)	円		
個人事業主のみ	申請者住所	〒		
	申請者氏名		申請者生年月日	
本店所在地		〒		屋号・雅号・商号
業 種			従業員数	
日中の連絡先		連絡先 担当者	電話番号	

3 口座情報（申請事業者名義のものに限る）

振込先 金融機関	金融機関名		口座の種類	普通・当座・その他
	支店		口座番号	
	口座名義	(カタカナ)		

4 添付書類

- 1 町外に住所を有する申請者においては 口座名義人は申請者名と一致していること
- 2 中小法人等
 - (1)対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の写し、及び法人事業概況説明書の写し（※）
 - (2)対象月の月間事業収入がわかるもの（※）
 - (3)法人名義の振込先口座の通帳の写し
- 3 個人事業者等
 - (1)2019年分の確定申告書第一表の写し、青色申告を行っている場合は所得税青色申告決算書の写し（※）
 - (2)対象月の月間事業収入がわかるもの（※）
 - (3)申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

（※）ただし、国の持続化給付金を申請し給付が決定した者については、(1)、(2)の書類に代えて持続化給付金決定通知書を添付することができるものとする。
- 4 その他町長が必要と認める書類

申請書様式（裏面）

記入例（個人事業者等の場合）

様式第1号（裏面）

1 給付金額の算定に関する事項

(1) 売上高確認表

会計年	1月	2月	3月	4月	5月	6月
2019年	350,000	350,000	400,000	400,000	A 400,000	400,000
2020年			300,000	250,000	B 190,000	210,000
減収率			▲25.0%	▲37.5%	▲52.5%	▲42.9%

$$\frac{\text{減収率}}{\text{A}} \times 100$$

会計年	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年	400,000	400,000	300,000	250,000	250,000	300,000
2020年						
減収率						

(2) 給付金額計算表

上記(1)の確認表で、前年同月比で▲20%以上の対象月があれば、実際にこの計算表にあてはめて給付金額を計算してください

(A)	前年の総売上 (2019年の事業収入)	4,200,000円
(B)	前年同月比▲20%以上の月の売上げ	2020年1月～12月までの間で、事業者が選択した月の売上げ 5月を対象月に選択 190,000円
(C)	(B) × 12ヵ月	2,280,000円
(D)	給付申請額 (A) - (C) ※千円未満切捨	(D) 又は限度額 (中小法人等40万円、個人事業者等20万円) のいずれか小さい額 (A) - (C) = 1,920,000 > 20万円 200,000円

(D)の欄の金額が、申請書表面の給付申請額になります。
限度額は中小法人等40万円、個人事業者等で20万円です。

2 同意事項

- (1) 大江町商工業者支援給付金の支給要件の該当性等を審査するため、町が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (2) 大江町商工業者支援給付金の支給後に支給要件に該当しないことが判明した場合は、当該給付金を返還します。

売上高等が減少した理由書

※新型コロナウイルス感染拡大が要因で売上高が減少したことが分かるように、理由を記入してください。
